

《 ハートフル住まいる補助金 》

補助対象費用は、消費税及び地方消費税を除く金額です。

一般リフォーム

※ 工事の着工前に申請して下さい。

『 永く住まいる（住宅改修）補助金 』

令和7年度より補助金の内容がかわります！！

- 対象者 自らが居住する住宅の改修工事を行う、市税の滞納がない方
バリアフリー工事は介護認定を受けていない65歳以上の本人または同居している方
※ 補助の回数は同一の住宅に1回までです。



- 補助対象 市が指定する50万円以上の下記工事

○ 一般リフォーム工事

- 住宅の主要構造部の耐久性及び安全性の向上を目的とするもの
外壁、屋根等の改修工事又は塗装工事 など
- 住宅の性能の向上を目的とするもの
世帯構成の変更等に伴う増築・改築・間取りの変更等の改修工事
断熱改修工事、給排水管の劣化改修工事 など
- 中古住宅改修工事【購入後（登記後1年以内）に行う改修工事】
- 耐震改修工事
- 擁壁改修工事 （個人所有の住宅用の土地に築造された高さ1.5m以上のもの）

○ バリアフリー工事

- 手すりの設置工事
- 段差解消工事
(バリアフリー化に対応したユニットバスの設置工事含む)
- 滑り防止のための床材改修工事
- 転倒防止のための手すり、柵等の設置工事



- 補助額 (1,000円未満の端数は切り捨てます)

- ◆ 市内企業を利用 工事費の20% (上限額40万円、耐震改修の場合は50万円)
- 中古住宅改修の場合 工事費の20% (上限額80万円、耐震改修の場合は90万円)
- ◇ 市外企業を利用 工事費の10% (上限額20万円、耐震改修の場合は30万円)
- 中古住宅改修の場合 工事費の10% (上限額40万円、耐震改修の場合は50万円)
- ◆ 擁壁改修工事 工事費の30% (上限額200万円)

※ 一般リフォーム工事とバリアフリーリフォーム工事の併用は可能となります。

お問い合わせ：砂川市建設部建築住宅課建築指導係 Tel 74-8760